

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第8期第3四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)
【会社名】	株式会社 I B J
【英訳名】	I B J , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 桑原 元就
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 桑原 元就
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第3四半期 連結累計期間	第8期 第3四半期 累計期間	第7期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	1,587,499	1,863,598	2,125,044
経常利益(千円)	351,084	312,219	329,626
四半期(当期)純利益(千円)	212,258	196,764	184,321
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	245,000	338,380	338,380
発行済株式総数(株)	1,935,000	2,075,000	2,075,000
純資産額(千円)	776,153	1,074,972	940,630
総資産額(千円)	1,441,647	1,922,088	1,643,741
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	109.69	94.82	94.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	30.00
自己資本比率(%)	53.8	55.9	57.2

回次	第7期 第3四半期 連結会計期間	第8期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	31.27	36.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は前第3四半期連結累計期間は四半期連結財務諸表を作成していましたが、平成25年4月1日付で連結子会社を吸収合併し子会社がなくなったことに伴い、当第3四半期累計期間は四半期財務諸表を作成しております。このため、前第3四半期累計期間に係る数値は記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第7期第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
7. 平成24年8月10日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
8. 第7期の1株当たり配当額30円は、大阪証券取引所(現 東京証券取引所)JASDAQ(スタンダード)市場への上場記念配当5円を含んでおります。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、平成25年4月1日付にて当社連結子会社である株式会社エスアイヤを吸収合併したことにより関係会社はございません。

なお、当第3四半期会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における世界経済は、米国が回復基調を迎える中、ユーロ圏の債務危機、中国やブラジルなど新興国における経済成長の鈍化など、不透明感が引続き残る展開となりました。日本国内では、昨年末の衆議院選挙から新たな政権への期待が高まる中で株価が底を打つと共に株高に、為替も円安に向かい、政府と日銀が諸施策を打ち出したことも手伝って消費マインドや失業率が好転するなど日本経済全体には明るい兆しが見えております。

そのような状況下、当社は、インターネットを活用するサービスのメディア部門、結婚相談所等のリアルサービスを行うサービス部門を組み合わせ、ソーシャル婚活サイトを中心とした複合婚活事業モデルの独自性を活かしつつ、ITを駆使して市場を開拓し、持続的成長を実現してまいりました。

当社の現在の主要婚活サービス利用者数は約20万人、ご加盟いただいている結婚相談所数は895社となっております。また、平成25年度には主要サービスサイトへ同時にログインできる「Accounts」のリリースや、業容の拡大に呼応して新本社（新宿）への移転や百貨店のそごう大宮店へ出店、ポイントを用いたスマートフォンコマース事業としてショッピングモールアプリ「emma(エマ)」のリリース等、事業基盤の強化を図ってまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,863,598千円、営業利益は313,187千円、経常利益は312,219千円、四半期純利益は196,764千円となりました。

なお、平成24年12月期第3四半期連結累計期間は四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比較については記載しておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間の内部取引高又は振替高を含めて表示しております。

なお、当第3四半期会計期間より報告セグメントを変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（セグメント別の概況）

<メディア部門>

当事業部門は、ASP事業、メディア事業、コミュニティ事業、及びイベントメディア事業より構成されております。当第3四半期累計期間は、

- () ASP事業における、結婚相談事業者の新規開業支援や、IBJシステム（お見合い管理システム）の機能及び連盟本部事務局機能の増強など、加盟相談所数・登録会員数の順調な増加による収益力の向上
- () メディア事業における、当社の婚活会員を基盤とする広告商材の確立に加えて、ライフデザインサポート領域の一つであるビューティー関連メディア媒体の広告の拡販
- () コミュニティ事業における、ソーシャル婚活サイトの機能拡充による新規会員獲得強化、及び職域型婚活SNSのサービスライン拡充など、登録会員数の増加による収益力の向上
- () イベントメディア事業における、関西エリアにおける自社会場企画と開催数の拡充、名古屋エリアの本格稼働、関東エリアにおける外部会場開催の企画型イベントへの取り組みを通じた動員数増加やセッティングシステム増強による開催率向上、街コン開催数の順調な増加、及び魅力ある会場（飲食店）の開拓

のほか、主要サービスサイトに同時にログインできる「Accounts」、ポイントを用いたスマートフォンコマース事業としてショッピングモールアプリ「emma(エマ)」のリリース等に取り組んだ結果、セグメント売上高は1,218,479千円、セグメント利益は460,150千円となりました。

<サービス部門>

当事業部門は、ラウンジ事業により構成されております。当第3四半期累計期間は、

- () ラウンジ事業においては、百貨店のそごう大宮店に店舗をオープンさせるなどハードウェアの増強に加え、アドバイザー並びにカウンセラースタッフの拡充とスキルアップ（成婚の育み方）研修の計画的実施等ソフトウェアの増強による、入会数及び成婚数の増加

等に取り組んだ結果、セグメント売上高は670,461千円、セグメント利益は243,082千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は1,324,151千円となり、前事業年度末に比べ215,362千円増加いたしました。

これは主に現金及び預金が266,215千円増加した一方、売掛金が42,985千円減少したことによるものであります。

固定資産は597,937千円となり、前事業年度末に比べ62,984千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が132,051千円、無形固定資産が46,325千円増加した一方、投資その他の資産が115,393千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,922,088千円となり、前事業年度末に比べ278,347千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は621,800千円となり、前事業年度末に比べ63,572千円減少いたしました。

これは主に1年内返済予定の長期借入金が40,000千円、前受金が34,382千円増加した一方、未払法人税等が87,445千円、未払費用が36,128千円、未払金が16,713千円減少したことによるものであります。固定負債は225,314千円となり、前事業年度末に比べ207,577千円増加いたしました。これは主に長期借入金が190,000千円、資産除去債務が17,495千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、847,115千円となり、前事業年度末に比べ144,004千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は1,074,972千円となり、前事業年度末に比べ134,342千円増加いたしました。これは主に、剰余金の配当による利益剰余金の減少62,250千円、四半期純利益196,764千円の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は55.9%（前事業年度末は57.2%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,740,000
計	7,740,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,075,000	2,075,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であります。なお、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,075,000	2,075,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	2,075,000	-	338,380	-	338,380

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,074,300	20,743	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	2,075,000	-	-
総株主の議決権	-	20,743	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	経営管理部 部長 兼 制作・開発部 部長	取締役	経営管理部 部長	桑原 元就	平成25年7月1日

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。
- (2) 平成25年4月1日付で当社を存続会社、連結子会社の株式会社エスアイヤを消滅会社とする吸収合併を行ったため子会社がなくなりましたので、当第3四半期累計期間は四半期財務諸表を作成しております。
前第3四半期累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成しておりません。このため、比較情報として前年同四半期累計期間に係る四半期財務諸表及び注記は記載せず、前事業年度に係る貸借対照表のみ記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

平成25年4月1日付で連結子会社の株式会社エスアイヤを吸収合併し、子会社がなくなっております。そのため、第2四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	752,089	1,018,304
売掛金	305,081	262,096
原材料及び貯蔵品	67	27
前払費用	19,271	26,309
繰延税金資産	22,358	18,750
その他	11,801	318
貸倒引当金	1,881	1,655
流動資産合計	1,108,788	1,324,151
固定資産		
有形固定資産		
建物	91,597	145,324
減価償却累計額	41,148	28,175
建物(純額)	50,448	117,149
工具、器具及び備品	43,738	122,702
減価償却累計額	32,961	45,844
工具、器具及び備品(純額)	10,776	76,858
リース資産	4,870	4,870
減価償却累計額	1,704	2,434
リース資産(純額)	3,165	2,435
有形固定資産合計	64,390	196,442
無形固定資産		
のれん	25,561	20,548
ソフトウェア	61,649	112,987
無形固定資産合計	87,210	133,536
投資その他の資産		
関係会社株式	98,227	-
差入保証金	237,247	214,101
繰延税金資産	6,020	-
その他	41,855	53,856
投資その他の資産合計	383,351	267,958
固定資産合計	534,952	597,937
資産合計	1,643,741	1,922,088

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,845	15,483
短期借入金	160,000	160,000
1年内返済予定の長期借入金	-	40,000
リース債務	1,011	1,058
未払金	76,484	59,770
未払費用	105,288	69,160
未払法人税等	119,907	32,462
未払消費税等	24,541	16,415
前受金	168,730	203,113
賞与引当金	-	18,061
資産除去債務	9,180	-
その他	3,383	6,274
流動負債合計	685,373	621,800
固定負債		
長期借入金	-	190,000
リース債務	2,511	1,712
繰延税金負債	-	881
資産除去債務	15,224	32,720
固定負債合計	17,736	225,314
負債合計	703,110	847,115
純資産の部		
株主資本		
資本金	338,380	338,380
資本剰余金		
資本準備金	338,380	338,380
資本剰余金合計	338,380	338,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	263,870	398,384
利益剰余金合計	263,870	398,384
自己株式	-	171
株主資本合計	940,630	1,074,972
純資産合計	940,630	1,074,972
負債純資産合計	1,643,741	1,922,088

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	1,863,598
売上原価	193,276
売上総利益	1,670,321
販売費及び一般管理費	1,357,133
営業利益	313,187
営業外収益	
受取利息	175
業務受託料	600
受取賃貸料	300
その他	350
営業外収益合計	1,426
営業外費用	
支払利息	2,379
その他	15
営業外費用合計	2,395
経常利益	312,219
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	13,890
特別利益合計	13,890
特別損失	
固定資産除却損	5,158
賃貸借契約解約損	2,684
特別損失合計	7,843
税引前四半期純利益	318,265
法人税、住民税及び事業税	110,991
法人税等調整額	10,510
法人税等合計	121,501
四半期純利益	196,764

【会計方針の変更等】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づき当第3四半期会計期間の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越限度額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	160,000	160,000
差引額	140,000	140,000

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期会期期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却費	48,030千円
のれん償却額	5,012

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月27日 定時株主総会	普通株式	62,250	30.00	平成24年12月31日	平成25年3月28日	利益剰余金

2. 基準日が第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額
	メディア部門	サービス部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,193,166	670,431	1,863,598	-	1,863,598
セグメント間の内部 売上高又は振替高	25,313	30	25,343	25,343	-
計	1,218,479	670,461	1,888,941	25,343	1,863,598
セグメント利益	460,150	243,082	703,233	390,045	313,187

- (注) 1 セグメント利益の調整額 390,045千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業区分の変更)

第1四半期会計期間より報告セグメントをメディア部門、サービス部門、システム部門からメディア部門、サービス部門へ変更しております。報告セグメントに含めておりましたシステム部門は、平成25年4月1日付にて株式会社エスアイヤを吸収合併するのに先立ち組織変更を行い、当社の管理部門へ改組しております。

また、当第3四半期会計期間より報告セグメントをメディア部門に「ASP事業」「メディア事業」「コミュニティ事業」「イベントメディア事業」を、サービス部門に「ラウンジ事業」を含めた区分に変更しております。セグメント情報における区分について、変更前はメディア部門に「ASP事業」「メディア事業」「コミュニティ事業」「レストランコンシェルジュ事業」を、サービス部門に「ラウンジ事業」「イベント事業」を含めておりましたが、当社のブランディング戦略並びに顧客のニーズと事業の特性別に事業グループを再構築(レストランコンシェルジュ事業とイベント事業を統合)し、施策実行のスピードアップと的確な事業運営を行うことを目的に行いました平成25年7月1日付組織変更に伴い、セグメント情報における区分を変更しております。

(会計方針の変更)

会計方針の変更等に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	94円82銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	196,764
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	196,764
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,074,929
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は、平成25年11月14日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

第1回新株予約権（平成25年11月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年11月14日
新株予約権の数（個）	1,800（注）1
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180,000（注）2
新株予約権の発行総額（円）	4,680,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,015（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月29日 至 平成30年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,015 資本組入額 1,008（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき2,600円で有償発行いたします。

- 2．当社の本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合（本新株予約権の割当日前の当社取締役会または株主総会の決議に基づき株式分割または株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。）、次の算式により調整いたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

- 3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、金2,015円とする。

なお、当社が本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合（本新株予約権の割当日前の当社取締役会または株主総会の決議に基づき株式分割または株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

(2) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（または処分自己株式数）} \times \text{（または処分価額）}}}{\text{新規発行前の1株当たり時価} + \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数（または処分自己株式数）}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができます。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとします。

(a) 平成26年12月期の当期純利益が310百万円を超過していること

(b) 平成27年12月期の当期純利益が390百万円を超過していること

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、上記3.

(2)の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社 I B J
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I B J の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I B J の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれておりません。